

平成 2 7 年第 4 回定例会

小清水町議会会議録

平成27年第4回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年6月23日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 6号 議会改革特別委員会の設置について
- 第 5 意見案第 4号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書(案)の提出について
- 第 9 意見案第 8号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第10 意見案第 9号 所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)の提出について
- 第11 一般質問
- 第12 報告第 2号 平成26年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第 3号 平成26年度小清水町一般会計繰越計算書について
- 第14 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(町税条例等の一部を改正する条例制定)
- 第15 議案第26号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第27号 平成27年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第28号 平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第18 議案第29号 小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第19 議案第30号 特別養護老人ホーム備品購入費(その1)にかかる契約の締結について
- 第20 議案第31号 特別養護老人ホーム備品購入費(その2)にかかる契約の締結について
- 第21 議案第32号 特別養護老人ホーム備品購入費(その3)にかかる契約の締結について
- 第22 議案第33号 特別養護老人ホーム備品購入費(その4)にかかる契約の締結について

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員長職務代理	佐々木正俊君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	横山仁君
保健福祉課長	鈴木祐之君
保健福祉課参事	横田秀昭君
産業課長	久保弘志君
建設課長	服部隆文君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成27年第4回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
2番 槻間善高議員 9番 中村俊之議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。
○議会運営委員長（高橋隆文君）7番、議会運営委員会の審査経過を報告いたします。
今定例会を開催するにあたり、去る6月19日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本日開会の本定例会では、一般質問者が6名11件、町長から提出されている議案、11件であります。
その内容につきましては、一般議案6件、補正予算2件であります。
その他、承認1件、報告2件、発議と意見書も予定されております。
従いまして、一般質問及び提出議案の内容件数を判断いたしまして、本定例会の会期は本日6月23日の一日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配布しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配布しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配布に関わるもの以外に、入札及び契約状況表を配布しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

合わせて、日程第3、行政報告について報告書が配布されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）おはようございます。

定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

爽やかな初夏の訪れとともに、野山の緑も一段と深まり、農作物など、大きく成長する活動的な季節になって参りました。

そうした本日、平成27年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私とも何かとご多用のなか、全員のご応召を賜り、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

また、2ヶ年の継続で実施しております特別養護老人ホームの整備をはじめ、本年度計画いたしました各事業につきましても、それぞれ順調に進捗しており、町政の発展と円滑なる運営に深いご理解とご協力をいただいております議員の皆さま、そして町民の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案させていただきます案件でございますが、まずはじめに、報告案件2件につきましては、平成26年度一般会計における繰越明許費及び継続費につきまして、その繰り越し状況をご報告するものでございます。

また、専決処分した事件につきましても、町税条例等の一部改正の概要をご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

次に、議案でございますが、条例の改正は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、計画の変更は、本年度までの6年間を計画期間とする過疎地域自立促進市町村計画の変更について、契約の締結は、特別養護老人ホーム初年度備品の購入契約4件、最後に補正予算といたしまして、平成27年度一般会計及び介護保険特別会計予算につきまして、それぞれ所要の補正をお願いするものでございます。

以上11件が、今定例会にご提案させていただく案件の概要でございますが、詳細につきましては、後ほど、それぞれ説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ原案にご協賛下さいますようお願い申し上げます、お礼を兼ねましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行ないますので、ご了承願います。

3ページ右側上段、農作物作況調査であります。別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますのでご覧下さい。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み、蒔き付けは例年より早期に始まり、4月中旬以降は降水量が少なかったものの高温が続き、農作物の生育は大幅に早まっていたところでございます。

しかし、6月に入り雨は降ったものの低温、更には日照不足により一部の農作物においては生育が停滞している状況も見受けられましたが、その後は天候の回復により、生育状況は概ね順調に推移しているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値でありませんが、昨年より町単独の調査の実施によりさらに細分化し、上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましても同様でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、小清水町の生育概況では大豆は昨年と同様でございますが、その他は春先の温暖な気候により、秋まき小麦が7日、春まき小麦が4日、馬鈴しょが8日、てん菜

が6日早い生育となっております。

飼料作物につきましても状況は同じでありまして、とうもろこしが3日、牧草が2日早い生育となっております。

なお、たまねぎにつきましても、昨年より新たに調査に加えたものでございます。

以上のような調査結果から、大豆を除き全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切なほ場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆さまをはじめ、関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と、一層のご努力により豊穡の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

続きまして、同じく3ページの左側下段、小水力発電施設の整備についてご説明させていただきます。

緑ダムから放流される農業用水等と緑ダムがもつ落差を活用した小水力発電施設の整備につきましては、平成25年度において発電施設導入の可能性の有無を検討する案件形成業務を実施し、その可能性が高いことが確認されたところでございます。

また、平成26年度においては、発電設備導入に向けた採算性を検討する概略設計業務を実施し、発電電力量、発電施設の工法及び北電対策費用等について様々なケース検討を行い、全てのケースにおいて発電収支はプラスになることが判明したところでございます。

この結果を踏まえ、去る6月15日、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会を開催いたしまして、小水力発電施設を整備することについて協議したところ、発電収支はプラスになるものであり、緑ダム等農業水利施設の維持管理費を軽減できること及び行政機関として再生可能エネルギーを有効に活用できることなどの理由から、補助事業を活用し整備することについて、決定したところでございます。

今後におきましては、施設整備に係る地元負担を軽減していくため、国、北海道などの関係機関と協議のうえ、事業実施を選択して参りたいと考えておりますので、その方向性が判明した段階で別途ご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、補助事業の施工申請者につきましては、代表市町として、緑ダムが所在する清里町が担うことに決定したところでございますので、ご了承願います。

以上で行政報告終わります。

◎発議第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第6号、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会改革特別委員会を設置し、議会改革にかかる調査及び検討を付託の上、調査及び検討が終了するまでの議会閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって本件はそのように決定しました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長を除く9名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名した議長を除く9名の諸君を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎意見案第4号

○議長（坂田秀昭君） 日程第5、意見案第4号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

○3番（八木勝正君） はい議長。

○議長（坂田秀昭君） はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君） はい3番、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層、ワーキングプアの解消のため、セーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正にあたり、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

3、最低賃金引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年6月23日、小清水町議会議長、坂田秀昭。

慎重審議のうえ、なにとぞご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君） 日程第6、意見案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保、拡充に向けた意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君） はい8番、意見書案第5号についての説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保、拡充に向けた意見書でございます。

このことにつきましては、以前にも提出されてございますので、中身については省略させていただきます。

なお、再度このことにつきましては、実施されていないということから、提出を改めてするものでございます。

なお、地方自治法第99条の規定により提出をいたします、ご理解をいただきご賛同をいただきますようお願い申し上げます、以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第6号、道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもたちの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

○8番（林幸雄君）はい、議長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）意見書案第6号についての説明をいたします。

道教委、新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の案でございます。

新たな高校教育に関する指針、これの見直し、公立高校配置計画に道民の意見を反映させること、遠距離通学助成制度の年限撤回、地元高校へ通学できる後期中等教育を保障することを求める内容となっております。

地方自治法第99条の規定によりまして提出いたします。

ご賛同いただきますようお願いいたします、以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第7号、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法改正反対を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

○8番（林幸雄君）はい議長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい8番、意見案第7号につきまして説明をいたします。

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法改正反対を求める意見書の提出でございます。

憲法解釈変更による集団的自衛権の行使、閣議決定撤回、関連法を改正しないことを求める意見書、このことにつきましては、毎日のようにテレビ等でも、報道されていることございまして、内容につきましては十分ご承知されていることと思います。

地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

ご理解をいただきご賛同を願いますようお願いをいたします、以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第8号、地方財政の充実、強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

○8番（林幸雄君）はい議長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい8番、意見案第8号について説明をいたします。

地方財政の充実、強化を求める意見書案の提出についてでございます。

地方一般財源の確保、社会保障予算の確保と、地方財政措置、復興財源措置の継続、地方交付税算定方法の検討など、1から6まで記載してございます。

なお、5につきましては、新たに記載されたものでございますが、これらのことにつきましても、以前提出されてございますので、詳細な説明につきましては省かせていただきます。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

どうかご賛同をいただきますようお願いを申し上げます、以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第8号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第8号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、意見案第9号、所得税法第56条の廃止を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

○8番(林幸雄君) はい議長。

○議長(坂田秀昭君) はい8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい8番、意見案第9号についての説明をいたします。

所得税法第56条の廃止を求める意見書案の提出でございます。

内容につきましては、配偶者と親族が事業に従事した時、対価の支払は必要経費に参入しないとされる所得税法第56条の廃止を求める意見書案でございます。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

ご理解をいただきご賛同をいただきますようお願いをいたします、以上でございます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第9号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問は簡潔明瞭な発言を望みます。

まず最初に、8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい。

○議長(坂田秀昭君) はい8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい8番、2点ほどお聞きしたい点がございますので、質問させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、農業委員会にお尋ねしたいと思っております。

本町の耕作面積の自作地と借地の割合について質問をしたいと思っております。

このうちですね、耕作面積、借地が多いということでございます。

本町におきましては、経営移譲の際、また売買がしづらいというようなことも農家の間から聞かれてございます。

ここ2、3年、機械費また資材等の高騰も続いているということでございまして、投資するにあ

たりまして、できるだけ自作地として耕作をしたいと、そういうような希望も強いようでございますし、またそういう経営が望ましいのではないかと考えてございます。

農業委員会としての所見をお伺いしたいと思います。

また、できれば一戸当たりの町内の耕作面積、それとここにあたいて、借地というのはどのくらいの割合なのかということ、まず1点お聞きしたいと思います。

また、もう1点でございますが、町道の管理についてお伺いをしたいと思います。

町道におきましては、なかなか色んな制約もあろうかと思いますが、町民についてはわかりえないという分もある点が多いようでございます。

町道の整備で、センターラインまたは横線ございますが、必要の無いところもあるのでないかという意見もございます。

どのような基準で、ラインを引いているのか、また、引かなくてもいいような部分があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

佐々木農業委員会会長職務代理。

○農業委員会会長職務代理（佐々木正俊君）初めに1点目の、本町の耕作面積の自作地と借地の割合につきまして、農業委員会よりお答えをいたします。

本町の農地台帳上の農地面積は1万1101haでございますが、その保有状況は自作地が7008ha、その割合は63.1%、使用貸借地が1909ha、その割合は17.2%、賃貸借地が2184ha、その割合は19.7%となっております。農地全体の約2割が賃貸借地となっているところでございます。

また、賃貸借地を斡旋におきまして売買された件数は、平成24年度では7件の18.9ha、平成25年度は1件で2.5ha、平成26年度は9件で33.1haでございます。

農業委員会といたしましては、議員と同様の意見でございまして、農業経営の目標など営農計画を策定する際に、自作地の割合が高い方が安定した農業経営ができるものと認識をしております。

しかし、賃貸借地を自作地として集積をしていくことは、農地所有者の意向もありますことから容易ではありませんが、現在、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づいて賃貸借している農地の売買の斡旋の選考にあたりましては、地域内、地域外を問わず現在の耕作者が有利になるように評価をしております。このことが自作地として農地を集積していることに繋がっているものと考えているところでございます。

今後におきましては、後継者不足による離農跡地の継承が課題になることが想定されてますことから、不耕作地を発生させないよう地域協議のあり方などを含めまして、農地の円滑な流動化に努めていく所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先程一戸当たりの平均の面積を質問されましたが、現在は28.62haでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）2点目の町道の管理についてお答えいたします。

町道のセンターラインなど、区画線でございますが、これは道路法及び町道の整備基準を定めた、小清水町道路の構造の技術的基準に関する条例に基づいて設置しております。

道路法では、区画線は必要な箇所に設けることとされておまして、センターラインにつきましては、車線の区分のために設置しなければならないもので、自動車が安全で円滑に通行するために必要なものであります。

また、外側線につきましては、路側帯を設けない場合は必要はありませんが、交通量など道路状況に応じて対応しております。

このような、町道につきましては、区画線の補修を行っておりますが、毎年、道路状況を調査のうえ必要と思われる箇所のみについてしているところでございます。

また、道路整備につきましては、別途予算措置のうえ対応しておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

以上です。

○8番（林幸雄君）いいですか。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）ただいま、農業委員会からご説明をいただいたわけですが、借地売買につきましては、本人の財産権等もあろうかと思ひます、難しい問題もあろうかと思ひますが、農家にとりましても、最近、継承をスムーズにおこないたいという農家の考え方もありまして、その中で大変この問題は大きく、課題になるのではないかという話を聞いてございます。

新規就農、それから経営移譲、このことについても、ちょうどここ2、3年私たちの代になりまして、またちょっと激しくなるのかなという気がするわけでありまして。

それで、今月につきまして、資金のことにつきまして、最近農家の投資的な目的みたいな考えもあるような気がいたします。

このことが、農業委員会、全道大会、全国大会もございまして、国の働きかけ等もございまして、なるべくこういうことが、スムーズにいくようにひとつ計らっていただきたいというお願いを申し上げてこのことについては、質問とさせていただきます。

もう1点、道路の問題でございまして、今、それぞれの判断をしてという部分もありましたけれども、例えば3号道路を例にとりますと、歩道のすぐ下にラインが引かれている、センターラインは別ですが、その横に、もう1線が引かれてると、こういう所が多々あるわけですが、例えば縁は、もう道路際の草の横に引かれてるといふような部分が多いところもあろうかと思ひます。

あういう所も、そういう基準に沿った、例えば3号道路の例でもよろしいのですが、そういうふうな考えでよろしいんでしょうか。

農家によりまして、そういう余分な所を精査をして、例えば取り付け道路を拡張していただくとか、そういうような方法に使っていただきたいと、また、道路がしゃくれていて、秋ぐちあたり水が溜まるとそういうところに氷がはたら大変危ないと、むしろそういうところ精査できるのであれば、そういうところに使っていただきたいという要望がございまして、その辺参考にさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただいまご質問のありました、外側線の関係でございまして、こちらは、法令上は必ずしも設置しなくてはいいものでございまして、目的としては車線を区分して通行しやすくするために設置するということになっております。

路側帯につきましては、外側線につきましては、基本的に道路整備時には整備しておりますけれども、現在、補修の部分では、交通量の多い幹線を主体に補修しております、現在かなり消えている道路もあるかと思ひます。

今後につきましても、車両の円滑な通行の為に、車線を明確にするために幹線通りについては、外側線も含めて整備していきたいというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）内容につきましては解りましたが、センターラインとか一時停止は別ですね、誰が考えても必要かと思ひます。

ただ路側帯につきましては、ほとんど草のぎりぎりのところにラインが引かれていると、これが現状かと思ひます。

その辺もし見直しが出来て、なぜかといいますと、お願いにあがると予算がないとか、年次的にそういう予算も組みたいと思ひますというようなご返答が多いようございまして、お願いにあがりますと。

それであれば年次的に、取り付け道路とかそういう沈みの所を計画的に治していただきたいと、そういう要望でございまして、こういうところの見直しして、予算が得れるのであれば、使う人

それぞれの考え方もあろうかと思えます。

そのことも精査していただきまして、ひとつお願いを申し上げたいと思えます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めますか。

○8番（林幸雄君）いません。お願いで。

○議長（坂田秀昭君）それでは次に、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）1番、事前に通告してございます、町長に対しての二つの質問を申し上げます。

まず1点目、小清水町まちづくり基本構想の新聞報道について。

去る5月16日の道新に、事前調査された公共施設等の総合管理計画について報道されました。内容は、将来の人口減少をにらみ、維持管理費が膨大に必要となるため、公共施設を削減する目標を設定したと掲載されております。

私は、これからの人口減少の中でどのようにまちづくりを考えるかが大きな課題であり、そうした中で人口減少を助長する報道は細心の注意が必要と考えますが町長のご真意を伺いたいと思えます。

それから、もう1点、地方創生に向けた具体策についてでございますが、地方創生は人口減少問題と密接に関係していると思えます。

その為の政策を行ったから直ぐ問題解決されるものではございません。

やはり恒常的に行うことが効果があると考えます。

特にソフト面も大事であり、小清水町らしい政策が必要と思えますが、町長のご意見、ご所見をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

はじめに、小清水町まちづくり基本構想に係る新聞報道に関してお答えいたします。

まず、新聞掲載となった経過でございますが、まちづくり基本構想に関しまして道新網走支局からの取材申し入れを受け、本年3月23日に所管課において概要説明を行い、その内容に関して5月16日に掲載となったものであります。

また、北海道新聞以外にも北海道建設新聞の全道版、北網版にそれぞれ1回ずつ掲載となっている他、建設新聞のホームページにおいても掲載されていると承知しているところであります。

今回のまちづくり基本構想に関する報道に関しましては、様々なご意見をいただいているところでありますが、その報道内容について、間違った内容ではないと判断しているものであります。

しかしながら、今直ぐにでも関係する施設を廃止するかのように受け止められるような表現でもありましたことから、7月号の町広報において改めてまちづくり基本構想に関して町民周知を行うこととしているものであります。

町民に対する情報提供に関しましては、今後におきましても、きめ細かく丁寧な対応に心がけて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目の地方創生へ向けた具体策についてのご質問にお答えいたします。

町の施策の展開に関しましては、町政執行の基本計画となる総合計画に基づき取り組んでいるところであり、平成22年度に策定いたしました、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする第5次小清水町総合計画においても、将来の人口減少を見据えた基本計画としており、人口ビジョンに関しましては、計画策定時、平成27年度の人口を5120人と推計し、少子化対策や高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを推進することなどにより、人口減少に歯止めを

かける施策を推進してきているものであります。

また、昨年公布されました、まちひとしごと創生法により、人口減少問題に対応すべく、各地方公共団体による地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定が規定されましたことから、本町におきましても、小清水町総合戦略の策定に取り組むこととし、先般開催の議員協議会へその取り組みの方向性に関しましてご説明させていただいたところであります。

将来の人口減少を見据えた施策の展開に関しましては、総合戦略の策定に関し設置する、小清水町まちひとしごと創生総合戦略会議において、具体的な政策について協議が行われることとなりますので、その中においてソフト面を含め十分な協議を行い取り組んで参りたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）決まった事だからということは、その辺はどうなのかという気はいたしますけども、地域におけることを考えますと、学校が統廃合し、そしてバスで子供たちを送り迎えをして、今、教育されていると、地域にとっては学校も地域から無くなることによって疲弊していくということで、これから例えば後継者が農業を営んでいきたいという考え方がある人も、そんな形で、学校は統合される、住民センターは個有名も載ってましたけども、そういうことで、それも閉鎖するという事になれば、今後どのようにして、住民が地域の皆さんと手を携えて生きていけばいいか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

それから、地方創生に向けた具体策ですけど、具体的には町長から話が出ませんでしたけども、基本的にはこの地方版の作成するときに、できれば小清水の独自の考え方を示すようなものを作っていたらいいかと、これはなぜそういうことを言うかと言いますと、他の地方自治体は色々なコンサルタントに丸投げして作ってそれを住民に示して協力を得るといのが多いような新聞報道もされてますので、出来る限り小清水町は小清水町の独自の考え方を持って、町民がここで住んで良かったというまちづくりをしていただきたいと思いますので、その辺も含めてもう一回お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）まず1点目のまちづくり基本構想にかかる関係でございますが、新聞報道でもありましたけれども、例として人口減少が大きい、例えば神浦だとか水上など、8地区の住民センターについて、住民との協議の上で廃止すべきと位置付けたと、新聞ではまさにそのように書いております。

このまちづくり基本構想については、先般、中間報告で議員の皆さん方にお示したところでございますが、これはあくまでも25年後を目指して、町は今こう考えますということを示したところでございまして、例えば、住民センターを廃止するとしても、町が勝手に廃止できるものではありません。

これは条例がありますし、そういったことから、今後25年後を目指して考えたというだけであって、従って将来住民センターが廃止になるというものではないことを、まずご理解をいただきたいと、今後人口減少社会になってきたら、町民の皆さん方からいただく税金も減るし、地方交付税も減りますと、従ってこういった建物に維持管理費、上下水道の維持管理費等が相当かかってくるので、建物等についても全て今のままで保有するということではできないので、今後検討していきましようかとひとつのたたき台でありますので、この新聞報道が出たからといって将来住民センターがまったく無くなるということではありませんので、今後地域との協議もありますし、議会で条例、本当に廃止していいのかどうかという議論もでてくるでしょう。

地域では、それでは私どもが維持管理するから施設を欲しいというのかもしれない。

そういったことで、将来の人口減少社会を考えて、とりあえず今、案として、たたき台として、策定したと、こういうことでございますので、もし町民からそのようなご質問がいただいた時には、そのように答えていただきたいというふうに思います。

なお、本日定例会終了後、議員協議会ということで、まちづくり基本構想の最終的なものを皆さん方にご説明する予定になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の地方創生の関係でございますが、ある町村によるとこういった計画をコンサルに丸投げして作るというような事もうかがっているという、下平議員のご指摘でございますが、本町の考え方は、基本的には手作りをしようという考え方でございます。

ただ、人口推計ビジョンについては、私ども事務段階で将来を推計することは非常に難しいので、その部分については、コンサルタントにお願いするという考え方でございます。

従いまして、地方版の総合戦略については、まずは事務段階で策定をして、それを会議に諮って、皆さん方の意見を取り入れて最終版を作りたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）続きまして、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）7番、先に通告しております質問についてお伺いしたいと思います。

まちひとしごと創生、公共施設等総合管理計画、町総合計画、後期基本計画策定の連携についてでございます。

昨年、地方創生関連法が成立し、国と自治体に今後5年間の人口減対策の工程表となる地方人口ビジョンの将来人口推計の分析や中長期の将来展望、地方版総合戦略の政策目標、施策、策定を求めており、本町についても、まちひとしごと創生総合戦略推進会議を設置し、本年10月の戦略策定を目指すとしています。

一方、昨年総務省からの公共施設等総合管理計画策定にあたって、まちづくり基本構想策定委員会を組織し、本年2月に中間報告を行ったところでございます。

更に本年、第5次小清水総合計画の後期基本計画の策定の年度であり、これらの施策をどの様に連携を図り取り組んでいくのかご所見をうかがいたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

はじめに総合計画と地方版総合戦略との関係でございますが、総合計画を見直す際に、見直し後の総合計画において人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えている場合には、総合計画と総合戦略を一つのものとして策定することは可能である旨の内閣府からの通知に基づきまして、本町では、小清水町まちひとしごと創生総合戦略会議において、第5次小清水町総合計画前期計画の検証をおこないつつ、地方版総合戦略策定の検討を行い、総合計画と総合戦略を一体のものとして策定することとしているものであり、総合計画後期基本計画と総合戦略策定に係る基本的な考え方につきましては、本年5月1日開催の議員協議会においてご報告させていただいておりますので、改めてご理解をいただきたいと存じます。

また、昨年度策定いたしました、まちづくり基本構想に関しましては、人口減少等を見据えた公共施設の在り方について構想をまとめるとともに、総務省からの公共施設等総合管理計画策定に関する指針に基づく計画搭載内容を網羅した計画として策定しているものであります。

人口減少問題への対応は、どの政策分野においても避けることはできない喫緊な課題であり、その課題解決へ向けて策定を行う地方版総合戦略は、まちづくり基本構想を踏まえた計画とする他、各種政策分野毎に策定しております実施計画等との連携も踏まえ策定することとしているものであり、小清水町まちひとしごと創生総合戦略会議において、十分な協議、検討を踏まえ策定して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。

説明いただきましたように、まちひとしごと創生、それから町の後期計画については一体で作成してこれから取り組んでいきたいというお話でしたが、確かに、まちひとしごと創生は、平成27年から平成31年、5ヶ年の政策目標を施策を策定するということでもあります。

さらに、町の総合計画これについては基本構想としては10年ではありますが前期後期に分かれますから5年5年ということでこれから5年間に亘って後期を作成するという施策ですから、これについては5年間のお互いの施策目標ということで一致する部分があるんだろうと思います。

しかし、昨年策定いたしました公共施設等総合管理計画については、2040年ということですから25年後の目標を見据えてこれから特に全般的には、全部の問題点は、これ人口減少にまつわるところが大きいんだろうと思いますが、それを見据えてこの公共施設等総合管理計画というのは主に建物を中心として施設を中心としてこれからの施策をしていくということだろうと思うんです。

ただこの1つには、まちひとしごと創生というのは、それらの人口問題を含めてこの5年間について、それらを人口減対策を緩和するような施策を進めていくという内容ですから、基本目標としては時代に合った地域を作り安心な特に若い世代の結婚、出産、子育てさらに新しい人材の流れを作って安定した雇用を創出するという施策目標に向かってこれから5年間でやっていく、今その施策を策定をしている訳ですから、それらが順調にするとまちひとしごと創生の基本目標に向かっていくのであれば、これから25年後、これは5年後のスパンでおそらくいくだろうと思うんですが、そうすると何か期待が持っているような施策になってくるんですね。

そうすると逆に今の施設を維持しながら何とかその目標にもっていきようなやはり努力をも必要になるんだろうかなと思いますし、25年を推計するのであれば建物施設というのはどうしてもそのままずっと25年まで状況を見据えるのか、それとも常に維持管理補修をしてそこまで持っていくのか、そこら辺の連携の兼ね合い、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、まちひとしごと創生の5年間の施策と町総合計画の後期基本計画が5年ですからこれを一体でやるというのは理解できます。

それと、公共施設等総合管理計画の25年のスパンの公共施設等の管理等についてお伺いしたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問にお答えしたいと思います。

まず、まちひとしごと創生戦略の5年間というものと、小清水町総合計画の後期5年間、今年見直し年度なんです。

先程答弁したとおり、この二つを一体化して作るということについては、高橋議員もご理解していただけたということでございますので、その辺の説明はやめますが、この計画と高橋議員が仰っているように、このまちひとしごとの総合戦略がうまくいけば人口が思ったより減少しないと、従ってそういう時には小清水町まちづくり基本構想もすべてこの通りではなくて色々夢を持って増やすということにはならないでしょうけども、あまり削減しなくて済むんじゃないかなとそれをどうするかというご質問が趣旨かなと思ってお答えしたいのですが、私も、地方版総合戦略を立ててできるだけ人口を減少をさせないようにしたいと思っております。

それは過去もそういうことで私はまちづくりをしてきたつもりなんです、残念ながら人口が昭和35年11500人が、現在55年経ったら、5200人になってしまったと、これが現実なんです、この5200人をできるだけ減少させないようにするのが今回の地方版総合戦略の策定の趣旨ですから、できるだけそういうことで人口減らしたくないと思っております。

そこで、まちづくり基本構想はあくまでも25年後のことでございます。

それまでできるものは私は維持補修をちゃんとしっかりして、やっていきたいなと考えておりますし、ダメなものは建て替えも必要と思っております。

誤解を招いているようでございますが、実はたまたま地域の住民センターについては、理解を得

られれば廃止したいと考えておりますが、これは住民センターだけでなく一例で申し上げますと、町の職員住宅についても25年後にはゼロですと、私共職員もやはり身を切るといふかそういうこともやっていきたいと思いますというのが、このまちづくり基本構想の中にありますので、住民の方だけが痛みを分かち合うのではなくて、やはり職員も同じような形でいこうというのがまちづくり基本構想だと私は思っております。

ですからできるだけ人口が減らないように一つの総合戦略を立てられると思っておりますので、人口ができるだけ少なくならなければ当初立てたまちづくり基本構想とはちょっと違う施設の建物の保有になるのではないかと思います。

先ほど下平議員にお答えしたとおり、このまちづくり基本構想はあくまでも今の基本構想ですから、今後住民との協議だとか、議会での協議だとか関係機関との協議だとか、いろんな課題が沢山ある中で年次ごとに毎年のように見直していくものでございますので、基本構想作ったからその通りやるというものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい7番、公共施設等総合管理計画の中では先程も言いましたように、25年後を目処にしての一つの策定でありますから、その中に建物や施設については4分類に分けるといふことで、維持、廃止、複合化というようなことで4分類の区分けをしながら策定しているという事なんです、おそらく町総合計画の中の後期の部分は5年なんです、実施計画では3年間のローリング方式になっていますね。

毎年実施計画を立てるといふことになってるわけですから、その中に維持、管理、譲渡、複合化の4分類もその中に組み入れて、色々計画的な策定を目指していくのか、それとも25年後に4分類的なものを見据えていくのか、そこら辺の分類と公共施設等総合管理計画の見直しはしないで、あくまでも策定したやつで進んでいくのか途中の見直しはあり得るのか、お聞きしたいと思うんですが、わかりますかね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ちゃんと理解しているかどうかわかりませんが、基本的に小清水町まちづくり基本構想の廃止、譲渡、複合化、維持というのがあるんですが、これは見直しといふかどうしようかといふのは常に考えていくものであって、今、作ったからこれでいくといふものではなくて、先程申し上げたとおり、関係する諸団体との協議、住民との関係、議会との調整もありますので、あくまでもこういうものを作りました、従って皆さん人口減少社会になったらこうなるからという住民の方々の意識改革とまで言ったらちょっと失礼ですけども、住民の方もそういった認識を持っていただきたいなといふことで作ったものでありまして、これはローリングしていくものですから、私は心配いらないと思っております。

それで、理解いただけるでしょうか。

まちひとしごと創生の関係は、この施設をどうするといふことが、こういう施設をどう作ろうかといふことまでは、たぶん僕はいっていかないのではないかと、考えておりますが具体的にはこれからの作業になりますからどうなるかはっきり断言はできませんけども、そんなことで答弁になったでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）次に、5番工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）先に通告してございます三点について質問いたします。

最初に介護職と農業関係の人材不足対策についてでございますが、地域の高齢化と人口減少が進む中で、いかに介護と農業関係の仕事に就く人材を確保するかは急を要する課題であります。

愛寿苑では11月移設開苑までに介護福祉士を中心に介護職を13名確保することとしておりま

す。

全国の事例では、島根県浜田市では人手不足解消の対策として、この4月から県外の高校生以下の子どもを持つひとり親家庭を対象とした移住支援を実施しております。

その内容は介護職に就くことが条件で月給15万円以上の保障、養育費、家賃補助をするなどとなっています。

3家庭の枠に対して15家庭の応募がありました。

農業関係では特に畜産クラスター事業への取り組みなどによる多頭化経営で常時働き手が足りない状態であり、このことは酪農経営の存続問題となりつつあります。

移住者支援で人材不足の解消に取り組むべき時期と思いますが、町長のご所見を伺いたいと思います。

2点目ですが、高校生支援制度の創設についてです。

高等学校又は高等専門学校、そして専修学校高等過程などに就学する生徒の保護者に対し、必要な教育費の一部を支援することにより保護者の経済的負担を軽減するとともに子育て環境の向上に力を尽くすべきと思いますがご所見を伺います。

3点目ではありますが、既に行われている高齢者タクシーの改善についてであります。

本町の市街地の利用者増を目的に介護予防生活支援事業（外出支援サービス）と同様、利用総額の80%を助成すべきと思いますが所見を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

私の方は、まず1点目と3点目のご質問にお答えをさせていただきます、2点目については教育長の方から答弁させますのでよろしく申し上げます。

まずはじめに、人材不足対策に係る移住者支援関連でございますが、現在の取り組みに関しましては、人材不足対策に対応する取り組みではございません。

移住希望者支援といたしまして、町内にある宅地として使用可能な民間の土地情報や空き家の情報に関して、町のホームページにより情報提供を行っているところでありますが、現時点では、登録されている情報は無い状況になっております。

また、人材不足解消に関する移住者支援に関しましては、現在、取り組みを進めております、まちひとしごと創生総合戦略会議において、必要に応じて検討して参りたいと考えております。

続きまして、高齢者タクシーの改善についてでございますが、75歳以上の高齢者の皆さんが、利用目的に縛られず自由に、日常生活の中での移動手段を確保できるように、平成26年度より事業を推進し、多くの利用申し込みをいただいているところであります、その利用の際の自己負担額は、町内のどの地域から移動されても公平な負担となるよう制度設計をしているところであります。

ご質問にあります、介護予防生活支援事業の外出支援サービスと同様に、利用総額の80%を町が助成し、利用した方々には20%を負担していただく制度にしますと、確かに、基本料金しか掛からない近距離の移動でも負担軽減が図られ、利用しやすくなるとは思いますが、一方では、基本料金を超える利用では、その移動距離によって負担額に差が生じますし、距離によっては、今以上の負担をお願いしなければならないケースも生じて参ります。

目的が制限されず自由に利用でき、遠くへも、近くへも、決まった金額をご負担していただく現行の制度において、活用をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）2点目のご質問の高校生支援制度の創設についてお答えをいたします。

高等学校又は高等専門学校などに就学する生徒のいる世帯に対し、現行の制度としては、町の奨学金制度があり、また、北海道においても平成26年度から非課税世帯に対する給付事業が創設さ

れるとともに公益財団法人北海道高等学校奨学会においても一定の高額所得層世帯以外に対しての奨学金制度が創設され、国においても数多くの奨学金制度による支援が行われているところであり
ます。

小清水町としての今後の支援についてですが、現在、町において人口減少問題に対する取り組みとしての、まちひとしごと創生総合戦略の計画策定に伴う町民アンケート調査による意見等の把握も行っておりますので、その結果等も踏まえながら、今後、教育委員会として教育支援の方策について町長とも協議して参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

町長のほうから人材不足対策については特には無いということと合わせて宅地情報、空き地情報のホームページの取り組みはしているというご説明でありますね。

先程の質疑でもありましたが、町長もおっしゃられました、安心して小清水に住み続けられるために人口をなるべく減らさないでやる、その思いはずっと以前から持っていたというご答弁がありましたけれども、今年の4月より実施された学校給食費の無償化、これは北海道内でも確か3番目に実施され、小、中、へき地あわせての貴重な実施だと私は思ひますが、この施策の実施にあたっては今回の地方総合戦略の交付金が5年間という期限がある中で、本町が庁舎内でそういう議論をされて提案されて決められた。

このことは、5年の限られた限度であってもその後、恒常的に起債をおこしてでも小清水町の子どもたちの支援をするという思いで提案されたと思うのですが、合わせて子どもの支援、これは早くに中学校卒業までの医療費の無償化も早々に実施されているということを考えますと、やはりもっと小清水独自の施策として総合的な施策を行う、そういう子育て支援に重点を置いた「子育て日本一の小清水町推進計画」こういった施策、計画を策定して、移住定住対策を重点的に小清水はこうやっているぞという、そういう取り組みを進めるために、町内に定住推進課などを設置して定住希望者の定住コーディネーターなどを配置している町村もござひます。

定住コーディネーターを置いて小清水町内の空き家の情報、あるいはこれから空き家になるであろうところの取り次ぎといいますか、中に入ってから新規開拓とか定住しようとする方のための情報提供と、あるいは既に小清水町内でも移住されて来られた方もいます、そういう方の協力も得て交流を進めながら取り組む、こういった総合的といいますか子育て日本一の小清水町をもっと道内でも先進的にやっている事例を全面に出すべきではないかなというふうに思ひます。

お答えをお願いしたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）子育て日本一の町小清水町ということできっちりやれという激励のお言葉でござひましたけれども、私は移住定住が大事なことは十分承知してあります。

しかしながら、課を設置してそのようなことを取り組んだとしても、限界が私はあると思うんですよね。

先程、工藤議員からご指摘がありました中学生までの医療費無料化は、平成20年度からオホーツク管内では2番目に取り組んだ町でござひます。

そして、幼稚園、へき地保育所、小中学校の学校給食費の無料化は、たぶん全道で初めての事例だと思ひますけれども、それは私はあくまでもそういうことを先駆けてやるから全道一だとかそういうことではなくて、今、子育てで大変なお父さん母さんを医療費なり学校給食費等で軽減することによって、少しでも支援してあげたらいいのではないかとというのが私の発想でござひまして、林は目立ちたがり屋だとかそういうことでは全くありません。

しかしながらそれはあくまでも子育て支援の一つでありまして、それで人口増に結びつけば一番いいのですが、私はそれは非常に難しいことであろうと考えてあります。

次に、定住の関係でござひますが、私は土地だとか家があります仕事がありますいろんな方法が

あろうかと思いますが、私は働く場所がなければ移住定住してくれる人はきっといないのだと思います。

そういう面での提案の一つが、酪農の人材不足だとか、工藤議員が言っている介護職の足りない人の話だと思うのですが、やはり働く場所がなければ人口減少対策には私は基本的にならないと思っております。

そういった意味で、何とか働く場所を確保したいというのが常日頃から思っていることでございまして、これが非常にまた難しい。

どこの町も人口を減らしたくないわけでございますから、何とか企業が来て欲しいと、どこの首長も思っていることでございます。

しかしながら過疎地であって交通網が悪くて積雪寒冷地のこういった所になかなかそういった企業が来てくれないというのが実態でございます。

そういった意味で工藤議員が仰っている趣旨はよくわかるのですが、子育て日本一の町を掲げて、課を設置しているんな定住対策をするまでには今の時点では私はなっていないのではないかなというふうに考えておりますので、今後そういった必要性が応じればそう言ったことも考えたいと思っておりますがご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい5番、なかなかどこの町村もこの問題では苦勞していると言うことでは十分理解いたしますが、特に畜産で例を出しましたけれども、従来からヘルパー制度とは別に研修生を受け入れている酪農家も町長ご承知のとおりありますが、近年特に酪農家の牛舎へ行って説明を受けて2、3時間経たないうちにすぐまたUターンして帰ってしまうと、2、3日居ても付与したオートバイを網走駅において連絡がつかないとか、そういう例も実際にはあるんですね。

ですからやはり多頭化している意欲のある酪農家、多頭化志向でいっている酪農家も二桁前後の農家もございまして、ある施設を利用した、また今後空施設になる運用も考えて、短期で研修する2、3日実際に受け入れる場所を作って、トラブルのないように先程説明した2、3時間で帰るとか網走駅にオートバイにおいて帰るとか1番困るのは酪農家の主人が翻弄されるんですね。

事前の準備から全てやるわけですから、次から仕事はどうするとか、ですからそういう角度から見たら短期で小清水の酪農、農業、商工業含めてですが、仕事と観光も入れても良いと思うのですが、そういう短期研修あるいは隣の町村で言えばお試し研修とかやっているようですが、そういう事を是非取り組んでいただきたいと思っておりますし、そうでなければ牛の飼育、日々365日多くの時間さいている、そういう酪農経営、多頭化は特殊かもしれませんが、なかなか改善の方向には向きづらいという現実がありますし、そういう意味では繰り返しますが商工業者、JAとの、まちひとしごと地方創生総合戦略の策定の審議会の振興も当然ありますが、それと同時に農協、商工会、商工業者含めて今後の在り方等についても、町長はじめ庁舎内の方々が直接出向かれてそういった基幹となる産業のところの意見交換も審議会とは振興と同時にやっていただきたいと強く感じております。

答弁をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

工藤議委員のご指摘のとおり、JA小清水や商工会等々と協議をする必要性は私もあると思っておりますので、必要に応じてまちひとしごとの会議とは別として、労働力確保という表現がいかどうかわかりませんがそういった人材不足に対して今後どうすべきなのか、JA小清水なり商工会長とも、意見交換をさせていただいて必要な措置があれば、また議会の皆さん方とも相談させていただきます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）9番中村です。

小中一貫教育についてとスキー場についての2点お伺いいたします。

小中一貫教育について、本年4月に行われたPTA懇談会のおり、教育長から小中一貫教育を実施すると説明がありましたが、町として実施すべき事なのか、メリット、デメリット等、不透明な部分があり、困惑している保護者も多くいるようなので、説明会等で話し合いが必要だと思いますが、所見を伺います。

2点目スキー場について、三年前に小清水スキー少年団が発足され、現在約50名の団員と指導者、保護者で構成されるスキー協会員が47名と町民のスキーヤーが年々増えています。

現在のスキー場に一晚50から70名のスキーヤーが集まる事がありますが、山の形状により滑走面が狭く、ロープ塔の斜面も傾き危険な状況ですが、何か改善策はお考えでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡邊等君）ただいまのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、小学校再編にあたりまして、保護者、地域からのご要望として新しい教育づくりが求められてきたことなどから、再編後における小中一貫教育の導入を図るための取り組みを検討して参りました。

趣旨としては、義務教育として行われる教育の目標を達成するため、小中学校の9年間で連続した期間として見通した中での学習指導を行い、各学年段階における児童生徒の学力向上を図ること。また、現在の6、3製の制度の中では進学した際に学校生活に対応できない、いわゆる中1ギャップなどの学校の接続の課題を踏まえ、9年間の一貫した生徒指導体制と進級体制を図ることとして取り組みを進めているところであります。

保護者の皆さんに対しては、中学校では平成27年2月のPTA懇談会において、また、小学校では27年4月の土曜授業PTA懇談会において小中一貫校構想に係る今後の取り組みについて、これまでの導入の目的及び経緯についてお話をさせていただきました。

このたび、本年6月の参議院本会議において、小中一貫校を制度化する改正学校教育法が成立し、平成28年4月から施行されることと決定いたしましたので、今後、小・中学校の教職員による合同での準備委員会を設置するなど、9年間の教育課程をどうつなげるか、また、学習体制や諸課題についても検討を進め、学校だより等を通じて、保護者の皆さんにもお知らせして参りたいと考えております。

また、その後、保護者も含めた推進委員会を設置し、小中一貫校の設置に向けて取り組みを進めて参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

2点目のご質問ですが、町民スキー場は、昭和62年度に現状の山をスキー場の斜面として整備するとともに全長300メートルのロープ塔と休憩ロッジ、夜間照明を設置したところです。

また、平成25年度には老朽化による安全性を図るため、ロープ塔の全面改修を行ったところであります。

現在、施設の管理については指定管理者である小清水町委託事業協同組合をお願いしているところですが、降雪時にはできる限り平らな形状となるよう、また、雪が少ない時などは危険な斜面ができないよう、圧雪車等による雪の管理を行っているところであります。

ご質問にありますように、一度に多くの利用者が使用する場については、スキー場内で危険な状態とならないよう場内整理等を実施しておりますが、あらためて指定管理者に対し、利用者の皆さまへの施設の安全な利用方法の指導を徹底するとともに、安全な利用が図られるようスキー協会へもお願いし、今後も安全対策に努めて参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）再度所見を伺います。

小中一貫教育についてですが、様々な問題や課題があると思っておりますが、小中学校の校舎が統合も

しくは隣接されていけばデメリットも少ないと思いますが、校舎が離れていることによって小中学校の整合性がとれなくなるのでは、というPTAの不安が多く見込まれています。

PTAにも意見を求め、同じ方向へ向くためにも早めの実施をお願いいたします。

もし、実施までに時間を要するのであれば一度アンケートをとるなど対応の検討をお願いいたします。

スキー場の件ですけれども、安全性の部分は理解しました。

スキー場の上部にある中学校に影響がないのであれば南から北に向かって土を削るなどの対応もしくは車の台数も増えているので、下の山の土を削りスキー場に盛るなどの対応をすることで滑走面を広げることで衝突事故の予防をはかれることとスペースを利用することで技術の向上につながると思うのですが所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）1点目の小中一貫教育委につきましては、教育委員会も再編の新しい学校づくりということで、小清水らしい新しい教育像として、小中一貫教育そして土曜事業を教育の柱と掲げて推進しております。

当時再編にあたる保護者については再編のための放課後子ども教室とか、通学対策、小中一貫教育のお話をさせていただいたので、比較的理解をいただいているものと感じておりますが、ただ、当初幼稚園又は保育所等の保護者については再編に直接関わっていないので、小中一貫教育については理解が得られていないのかと思っております。

ご指摘がありましたいろんな課題については、小学校と中学校が一体となっていれば一番理想なのですが、小清水はハード面の整備は別にそれぞれ建築しました。

国の特例校を受けてですね、小中一貫教育が義務づけられているんですが、先程言ったように来年の4月からは、市町村教育委員会の判断で小中一貫校を設置できることになっております。

この形については6月17日参議院を通過したばかりなので、これから法律が公布されて詳しい省令がでてきます。

基本的には、校長が一名体制になるのか、2名体制になるのか、小中学校の教員免許はどうなるのかといろんな課題はありますが、問題は小中学校の垣根をこえて、9カ年間の教育過程を編成して社会に出るための基礎学力を全員付けるということが大きな課題ですので、そこを基本として、小学校は5年生で終わるとか中学校が6年生から始まるというのではなくて、あくまでも小中一体となって、一つの学校として1年生から9年生までという形になるということ、まず保護者に十分理解を求めていきたいと思っております。

詳しい課題については、今、学校で基本的に教育過程をどう組むのか小学校中学校10名の先生方で検討いただいておりますので、その結果を基に、更に一部保護者の代表も入れながら詳しい設置に向けて議会にもご報告しながら推進をしていきたいと考えております。

2点目のスキー場については、私もスキーの愛好家としての1人で十分斜面は承知をしております。

スキー場については、他のスキー場に行くといろんな危険な斜面もあります。

始めた時から、スキーは楽しくて危険であるという裏表があるということを十分子どもに教えることが必要かと思っております。

斜面についてはどうしても北側に流れているので、できない子はロープ塔に滑っていくんですね。

そういった形で斜面の早急な整備については考えていませんが、スキー協会からもいろんな斜面の整備については要望をいただいておりますので、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい4番。

市街地の空き家対策についてご質問いたします。

平成23年の12月の定例で老朽化家屋の対策について色々ご質問があり、その中での答弁ではこの問題については非常に困難性があるとなかなかうまくいかないという、町長の答弁がありました。

先の5月に特措法がされまして、これによって町の権限が結構与えられたように思いますが、この権限でやるのではなくて特措法の趣旨を十分理解をしながら、町の空き家対策をしていただきたいと思っておりますけれども、長年の懸案でございます。

町長是非前向きな回答をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）はい、お答えしたいと思います。

町としては老朽家屋として認識している家屋の数でございますが、現在市街地で9棟ございまして、随時調査を実施し危険が予想される場合や治安上の問題がある場合など、これらの所有者又は管理すべきものに対して解体や安全対策について改善を求めているところでございます。

ご質問のとおり5月26日空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、施策の概要では市町村は国の基本指針に則した空き家等対策委員会の計画の策定及び協議会の設置をすることができるとされました。

特別措置法が全面施行されたことにつきましては、一定の前進ではあります、しかしながら実効性には管内の他の自治体からも疑問の声があります。

直ちに危険な空き家に対する円滑な対策につながるかは不透明でありますことから今後も引き続き最低限の安全を確保できる応急的な措置をお願いするとともに、抜本的な改善を求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい4番、今の答弁については4年前にも聞いた答弁でございます。

あのときはたぶん4件くらいの危険と見なされる家屋だということで認識してはるんですけど、9件に増えている訳ですね。

事前に住んでる人がここから出ますけれどもというシグナルがあって、住んでる人ときちっとした対話がとれないというのが、空き家をどうするかという原因じゃないかなというふうに思うわけです。

今まで増えた5件については、役場のほうに空き家になるけど町でどうしましょうかねというような相談は一件もありませんか。

ネットで見ますと、ホームページですか、それらを見ましても、全然そういう経緯もなし、また、先程町長が言われたように、1件が2013年頃に出ておりましたけれども、それ以降ぜんぜん、出ていく方、結局空き家になる方のシグナルがなかったのかどうなのかそこら辺はどうなんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）私から最初にお答えして、後ほど担当課長からお答えしたいと思います。

過去に、そういった事例がなかったということでございすが、私の記憶としては、ある方から住宅が残っているけれども、土地も住宅も町に差し上げるので、引き取ってくれないかというお話があった記憶があります。

しかしながら、町としては利用計画があるのであればいいですけども、古い家と土地を100坪か200坪いただいたところで、皆さんの税金をかけてそれを取り壊して売却するとしても買ってくれる人がいるかどうかかわからないし、取り壊し費用以上で売却できる事は予想できないので町としては、いりませんともらうわけにいきませんとお答えいたしました。

一度そういうことをすると、その後町外に転出するけども町でこの家をあげますから、引き取ってくださいと言われたら、断るわけにいかないわけでございます。

町民の税金をそういうことで使うことになりませんとお答えした事があります。

仮に、町がOKですと言って取り壊したら、その後の管理は誰がするのですかと、町の所有ですから町がしなければなりません。

町が利用するのであればいいですけども、利用しない土地を草が生えてきた、それを税金で管理をしなければならぬと、そういった悪循環になるので、私は一度そういった事例をお断りした記憶はあります。

後は課長に。

○議長（坂田秀昭君）横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）森議員さんのご質問の事前にシグナルがなかったのかという事ですけども、私が担当になってからは実際にございません。

町長からあったとおりですね、いろんな事例がありますけれども実際に自分のお金を使って壊した住宅もあります。

昨年ですか、既に空き家になっているところが危ないということで連絡がありまして、その方の持ち主、道外に住んでいらっしゃるんですけども、最低限の応急処置をした場合はこれくらいかかると、実際に直してよいか、直した場合については、お支払いをしていただきたいと、連絡を取って実際に直した事もありますので、町長の答弁のとおり、今後も引き続き最低限の安全を確保できるように応急的な措置をそれぞれの方にお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）町にお願ひをしておきたいのですけれども、是非アンテナを高くして、人の出入り、入る方はあまりないのですけど、出る方については、是非細心の注意を払っておいていただきたいと思ひます。

初期にきちっと話しておくことが大事なことでないかというふうに思ひます。

町外に行ってしまうと色々お話をするにもなかなかちがあかないというようなことになろうかと思ひます。

後ですね、まだまだこれから空き家なんですけれども、危険な家屋になるんじゃないかなという予備軍がまだけっこう町の中にもある訳なんです。

町長が言うように、美しい小清水町を作るにはそういうようなものも、どこかできちっと踏ん切りを付けてしていかないと、ずっと時間をなんぼおいても改善されないというのがありますので、どこかでけじめをつけるというんですか、踏ん切りをつけるというように事で、先程町長は貰うわけにもいかないと言ってましたけれども、貰うのではなくて転用のできるような方法も一緒になって考えてやれるそういうような行政の在り方を模索していただきたいと思ひます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めますか。

○4番（森浩君）ちょっと聞きたいです。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き再開いたします。

林町長。

○町長（林町長）お答えしたいと思ひます。

非常に難しい問題で個人の財産、それに税金をどう投入するかという非常に難しい問題で、今後益々増える心配もあるわけですが、森議員のご提案のように、町外に転出される方、この

方が自分の家をどうするか、そういったお悩みがあれば、窓口は町民生活課のほうですとご相談してくださいということ町広報等で今後改めて周知をして相談窓口はここですとお知らせをすることはしたいと考えております。

それから、二つ目お願いでございますが、この問題は非常に難しい問題でございますので、議員の皆さん方からも、何か良き提案がございましたら担当の窓口の方にご提案いただければ、これを受けて私どもも検討したいと思います。

実は、私の手元に5月27日付けの北海道新聞があります。

これは、先程森議員が言ったように空き家対策特措法が施行されましたというような大きな記事ですが、どこの町もできたけれどもどうしようもないと、簡単に言えばですよ。

要は行政代執行という措置ができるんです。

今度、例えば林の家が壊れて危ないから、町長名で行政代執行しますということで町がその方に変わって取り壊しをすることはできるんですよ。

その代金を本人に請求できるのですが、本人は払ってくれないというのが現実なんですよ。

それは、今回の特措法ができる前から、そういったことで、最終的には税金をかけて取り壊したと、そういうことになってしまうと、今後益々そういったことが広がって誰も自分のお金で取り壊さなくなってしまうということで、非常に難しい問題、頭が痛いところでございますので、何かいい知恵がありましたらお互いに今後とも勉強していきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩	午前11時24分
再開	午前11時38分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、報告第2号、平成26年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました報告第2号、平成26年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

平成27年1月開会、臨時町議会へ提案の補正予算第7号及び3月開催定例町議会へ提案の補正予算第8号で、それぞれ議決をいただきました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました繰越額、及びその財源内訳をご報告するものであります。

はじめに、2款1項総務管理費は、公共施設Wi-Fi整備事業で1880万3千円、地域住民生活等緊急支援交付金事業として、まちひとしごと総合戦略策定事業で458万2千円及び企業立地促進事業で671万9千円、6款1項農業費は、小清水南地区を事業区域とした道営農地整備事

業で200万円、7款1項商工費は、地域住民生活等緊急支援交付金事業として、地域商業活性化事業で660万円及びプレミアム商品券販売事業で1400万円、8款3項住宅費は、公営住宅南団地長寿命化工事として社会資本整備総合交付金事業で3194万5千円、10款6項保健体育費は、地域住民生活等緊急支援交付金事業として少子化対策、給食費無償化事業で1885万円、以上、総額で1億349万9千円の予算について、交付の決定又は同意を得た、国、道支出金、地方債を財源として平成27年度に繰り越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、報告第3号、平成26年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました報告第3号、平成26年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

平成26年度から平成27年度までの2ヶ年の継続費で実施しております事業につきまして、平成26年度事業費の未執行額を逡次繰越しし、平成27年度事業費と合わせて執行するものでありまして、3款1項社会福祉費の特別養護老人ホーム整備事業につきまして5101万1千円の予算を平成27年度に逡次繰越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、承認第2号、専決処分した事件の承認について、町税条例等の一部を改正する条例制定を議題といたします。

説明を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）ご説明する前に大変申し訳ございませんが、資料のご訂正をお願いいたします。

お手元の町税条例改正の概要をご覧ください。

上の枠の一番上の行、地方税法等となっておりますが、等という文字をとっていただきたいと思っております。

次にその下の文章の上から七行目、中ほどに同じく、地方税法等となっておりませんが、それにつきましても、等をとっていただきたいと思っております。

最後に主な改正内容の二、固定資産関係の白丸、固定資産税の負担調整措置の延長の次の行の中ほど、平成29年となっておりますが、平成30年にご訂正をいただきたいと思っております。

それでは、ただいま上程いただきました、承認第2号、専決処分した事件の承認についてご説明

申し上げます。

この専決処分につきましては、町税条例等の一部を改正する条例制定でございまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行の関係から、専決処分としたものでございます。

説明に当たりましては、別途配付しております、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例改正の概要によりご説明申し上げます。

初めに、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目の上段に記載のとおり、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されております。

なお、新旧対照表につきましては、現行条例と改正条例の対比のほか、右の欄に改正内容を記載しておりますので、各条文における内容の詳細につきましては説明を省略させていただきます。

次に、配付しております、町税条例改正の概要をご覧ください。

地方税法の一部を改正する法律等の概要につきまして、住民に身近な改正事項を主として、条例改正のポイントに絞って説明したいと思います。

今回の町税条例改正の要旨でございますが、町民税関係、固定資産税関係、軽自動車税関係、たばこ税関係及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、通称ナンバー制度について、所要の措置を講ずることとして地方税法の一部が改正されたことに伴い、この改正部分について所要の改正及び条文整理を行うものでございます。

税制改正の概要につきましては、主な改正内容として下に記載の5点について、読みながら簡単にご説明いたします。

ひとつは、町民税関係でございます。

このことにつきまして、1点目は、特例控除額の拡充と申告手続きの簡素化についてでございますが、個人住民税のふるさと納税に係る特別控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充。

確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を5自治体以内の場合に限りふるさと納税先自治体に申請することにより、確定申告不要で寄付金控除の適用を受けることができる、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設、確定申告を行った場合と同額が控除されるものでございます。

2点目は、住宅ローン減税の延長についてでございますが、個人住民税における適用期限を3年間延長するものでございます。

住宅ローン減税対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。

以上、2点の施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

次に、固定資産税関係でございますが、このことにつきまして、1点目は、固定資産税の負担調整措置の延長でございますが、現行の負担調整措置を平成30年3月31日まで3年間延長するものでございます。

3点目は、わがまち特例の導入、税負担の軽減措置の延長についてでございますが、内容につきましては、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置として2年延長、管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置として3年延長、及び新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置として2年延長するものでございます。

以上、2点の施行期日につきましては、平成27年4月1日でございますが、本町には今現在該当ありません。

次に、軽自動車税関係でございますが、このことにつきまして、軽自動車税の税額の特例でございますが、1つとしては平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入し、平成28年度分の軽自動車税に限りそれぞれ軽減するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

2つとしては平成27年度分からの軽自動車税について適用することとされていた二輪車等に係

る税率について、適用開始を1年間延長し、平成28年度分からの適用とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

次に、たばこ税関係でございますが、このことにつきまして、たばこ税の税率の特例でございますが、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止され、激変緩和措置として平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階の経過措置を講ずるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

次に、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号利用等に関する法律、通称マイナンバー制度についてでございますが、このことにつきまして、番号法改正に伴う個人番号及び法人番号関係の規定の整備をするものでございます。

施行期日につきましては、番号法施行の日でございます。

以上で、承認第2号、専決処分した事件の承認についての説明を終了させていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

○5番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）5番、今最後にご説明のあった、番号法ですね、ナンバー制度についてですが、これは10月に入って各個人に番号が送られてくるように報道されてると思うんですが、そのことによる本町の町内の仕事量がどの程度増えるのか、そしてこういう制度の発足によるトラブルの防止を町長どのように考えていらっしゃるのか、この制度の運用にあたってのお考えを町長にお聞きしたいというふうに思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

林町長。

○町長（林直樹君）分かっている範囲でお答えしたいと思います。

マイナンバー制の関係でございますが、1点目、システムは、来年の1月から運用されるということで、工藤議員がおっしゃったように10月には番号を、それぞれ付けるというようなことでございます。

それで、システムの開発はこれからすると小清水町における、マイナンバーのいろんなシステムはこれから予算化をして発注をするという段階でございます。

従いまして、今後どの程度の仕事量が増えるかっていうのは、まだまったくわからないという状況でございます。

次に2点目ですが、マイナンバー制にしたときのセキュリティの問題のご質問だと思うんですが、このことについては、セキュリティはしっかりしなきゃならないということまではわかっているんですが、どういう形であるのかということについては、まだ答弁できる段階にございませんので、しっかりしなきゃならないということまではお答えできますけれども、以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、はい3番八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい3番、1点お伺いしたいんですけども、グリーン化特例対象車の中で、燃費基準というのできているんですけども、この燃費基準というのはどういうものなのかをご説明していただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分
再開 午前 11 時 59 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）大変申し訳ございませんが、今資料持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第 2 号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第 2 号、原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 12 時 00 分
再開 午後 12 時 58 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第 26 号

○議長（坂田秀昭君）日程第 15、議案第 26 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました、議案第 26 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

配布しております新旧対照表をご覧願います。

この改正につきましては、特別養護老人ホーム愛寿苑の管理運営を本年 4 月から指定管理者へ移行したことに伴う条例の改正でございまして、愛寿苑で勤務する生活相談員及び看護師に対し支給していた第 4 条の特養業務手当を廃止するものでございます。

合わせて、特殊勤務手当の種類が行旅死病人取扱手当のみとなったことから、条の削除、繰り上げを行い条文を整理するものでございます。

なお、施行期日につきましては、指定管理へ移行した平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしています。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 及び 議案第28号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第27号及び、日程第17、議案第28号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第1号について、平成27年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました議案第27号及び議案第28号、小清水町各会計補正予算について。

はじめに議案第27号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第1号についてをご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5623万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億9823万2千円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、13節委託料で、マイナンバー法の施行に伴い、本年度から利用が開始される個人番号について、当初予算において計上できなかったシステム等の整備を行うこととし、社会保障番号制度システム整備業務委託料1356万6千円、新財務会計システムのシステムサーバー管理に必要となる事務機保守点検業務委託料13万1千円をそれぞれ追加。

4目財産管理費は、24節投資及び出資金で、配当率の変更に伴い出資金の増口を行うこととし、網走地区森林組合出資金2万2千円追加、25節積立金は、5件のふるさとづくり寄附金の基金積立金3万5千円追加、合わせまして1495万4千円追加。

2項徴税费、2目賦課徴収費は、23節償還金利子及び割引料で、法人町民税法人税割の確定申告に伴い予算不足となる過誤納金払戻金100万円追加。

次のページになります、3項1目戸籍住民基本台帳費は、8節報償費で、昨年度に引き続き住居表示の検討を行うこととし、住居表示検討委員会開催に係る委員謝礼として8万7千円計上するものです。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、14節使用料及び賃借料で、マイナンバー法の施行に伴う障がい福祉サービス管理システム借上料58万4千円追加、8目ふれあいセンター費は、19節負担金補助及び交付金で、施設電気料の料金改定に伴い、料金改定前の基準年度との差額分を補填することとし、電気料金上昇影響額負担金11万7千円追加、10目介護保

除対策費は、28節繰出金で、介護保険システム改修に伴う介護保険特別会計繰出金185万3千円追加、合わせまして255万4千円追加計上するものです。

次のページになります、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費は、13節委託料で、平成28年度から10年間の本町におけるごみ処理基本計画の策定を行うこととし、策定業務委託料345万6千円追加する他、旧中斗美小学校校舎等の利活用について、校舎部分の解体及び屋体、食堂部分の改修を行いリサイクルセンターとしての利活用について、地域と協議を行い利用方法についてご理解をいただきましたことから、リサイクルセンター設置に関する環境調査業務及び旧校舎部分の解体に係る設計業務を含むリサイクルセンター実施設計等業務委託料1103万2千円追加、合わせまして1448万8千円追加計上するものです。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金で、生産施設の充実や生産活動の効率化を促進することなどを目的とし、認定農業者で組織する農業者団体が、共同で作業を行うため新設する生産施設の建設費の一部を補助することとし、共同作業施設整備事業費補助金400万円追加計上するものです。

次に、7款商工費、1項商工費、3目観光振興費は、11節需用費で、ハイランド725施設へ送水するポンプの修繕を行うこととし、建物等修繕料127万2千円追加計上するものです。

次のページになります、9款消防費、1項消防費、1目消防組合費は、私有地に設置している防火水槽の撤去に必要となる経費として、斜里地区消防組合負担金110万2千円追加計上するものです。

次に、10款教育費は、2項小学校費、1目学校管理費、11節需要費で、旧中斗美小学校に設置しております、門柱、ブロンズ像、寄贈ピアノの移設を行うこととし、建物等修繕料104万6千円追加、5項社会教育費は、3目社会教育施設費、15節工事請負費で、郷土資料館の屋上防水工事等を実施することとし、1472万9千円追加、18節備品購入費は、教育施設の整備充実として、ふれあいスタンプ会からの指定寄附により、コミュニティプラザの備品購入費100万円追加、合わせまして1572万9千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻り下さい。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、社会保障税番号制度システム整備費補助金1139万8千円追加、15款財産収入、1項2目利子及び配当金で、網走地区森林組合からの配当金2万2千円追加、16款寄附金は、5件のふるさとづくり寄附金として、総務費寄附金3万5千円、ふれあいスタンプ会からの指定寄附として教育費寄附金100万円をそれぞれ追加、18款繰越金は、その他財源調整分としまして、4377万7千円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第28号、介護保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本補正予算は、介護保険制度の改正に伴い本年8月施行となる、一定所得者の負担割合の見直し及び、高額介護サービス費の見直しなどに対応する介護保険システムの改修につきまして、平成27年度国庫補助の内示を受けて実施することとし、補正予算計上するものでございます。

補正予算書の14ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において340万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、保険事業勘定4億5704万3千円とするものでございます。

続きまして、21ページをお開き下さい。

はじめに歳出予算の補正では、1款1項総務管理費、1目一般管理費で、介護保険システムの改修費としまして、委託料340万2千円を追加、戻りまして19ページ、歳入予算では、システム改修費の国庫負担分としまして、2款2項国庫補助金、3目介護保険事業費等補助金で、補助対象経費の2分の1にあたります154万9千円を追加、残りの町負担分185万3千円を、6款1項一般会計繰入金で追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第27号、質疑を受けます。

はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）1点だけお聞きしたいんですが、補正予算の関係ですけども、一般会計の方です。

11ページ、6款の農林水産業、3項の農業振興費、この補正で400万を組むということでございますけども、具体的に当初どういう事業で、補正をここで400万の町が補助金として支出するのか、その内容を教えていただきたいと思います。

それからもう1点、12ページの教育費の関係の郷土資料館の改修工事、少しでもよろしいですから具体的にどんなところを直すのか教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）それでは1点目の共同作業施設整備事業補助金の関係につきましてご説明させていただきます。

まず経過といたしましては、本年2月、北斗地区の6戸の農業者の方々から作業の効率化や労働力の確保を図ることを目的といたしまして、甜菜の育苗にかかる共同作業を行うにあたりまして、施設整備に対する支援の要請を受けたところでございます。

この要請につきましては、同時期にJAこしみずに対しても要請が行われているものでございます。

この結果、将来にわたりまして、耕作面積の拡大が想定されるなか、労働力の不足が懸念されておりまして、地域単位においてより一層の共同作業の推進する必要がありますことから、小清水町共同作業施設整備事業補助金要綱を制定し、共同利用生産施設の整備に対し、町、JAこしみず共同支援を行うこととしたところでございます。

この検討にあたりましては、先に先行的にですね、整備をされております浜小清水地区及び共和地区の甜菜育苗施設の整合性、今後の共同作業の在り方等を含めまして、JAこしみずと協議検討を重ねたところでございます。

補助金の内容でございますが、対象作物いたしては、甜菜でございます。

対象者といたしましては、認定農業者5戸以上で組織する農業者団体でございますが、その地区によってはですね、5戸というのも困難な状況が考えられますことから、場合によっては、3戸でも可能にしますということでございます。

対象施設いたしましては、町内認定農業者が50ha以上の面積に対して共同利用を新設する生産施設が該当するというものでございます。

また農協の助成を受けて建築をするものです。

あくまでも農協との共同で行う支援でございます。

次に、国、道などの補助を受ける場合については、そちらを優先していただくという考え方でございます。

あと対象事業の考え方でございますが、対象施設の建築費のみでございまして、土地の取得費造成費など建物以外の建設費及び消費税等は除くという考え方でございます。

補助金の考え方でございますが、対象事業の100分の15%以内でございまして、補助率的には町が15、JAが15受益者が70という考え方でございます。

ただし、一棟当たり補助金額には限度額を設けまして、いわゆるプラント的なものについては、500万円、育苗ハウスについて100万円、事業期間につきましては、本年度平成27年度から5か年間の平成31年までとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）ただいまの旭野郷土資料館の補修の件についてお答えいたします。

旭野郷土資料館につきましては、昭和63年度に建設いたしまして、築27年経過しております。

このたび、3月に融雪時期おきまして、収蔵庫部分の方に雨漏りいたしまして、その部分の確認をおこないますと、天井、校舎部分の天井の部分が、老朽化によりまして補修を要する必要がでてきておりました。

それで今回につきましては、校舎部分、面積が1190平米あるんですけども、校舎部分の天井部分ウレタン防水加工をしてるんですけども、二層の防水加工をしているんですけども、その防水加工の部分を全面的に張替えすると、取り換えするというところで考えております。

従いまして、今回につきましては校舎部分という事の2層の取り換えということ、それに伴ってのウレタン取り外し、そして取り換え、その他色々な工事費全部合わせまして、今回の補正額となっております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

はい4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい4番です。

町民生活の方で、住居表示の関係で予算組んでますけれども、今の住居表示の関係では進捗状態はどうなんでしょう。

色々聞くところによると、あまり皆さん乗り気でないような経緯だと思っておりますけれども。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）今、ありました住居表示の関係の進捗状況をお知らせいたします。

今年度、今月6月に入りまして、昨年度から行っている検討委員会第6回目を迎えたところでございます。

今後行う町民への意見募集、アンケート的なものですが、一応思っていることを何でも書けるような、意見を募集したいと思っています。

具体的には、中身については、この間の検討委員会で中身を見ていただきまして、7月の広報で見開きで、開いてみれるような感じで、最終的に検討委員会で見ていただいた内容を載せようと思っています。

それについては、町民から色々な意見があると思いますのでそれを書けるような、町長の手紙方式のような形で、7月の広報に載りますので、全自治会回るのが7月いっぱいかかると思いますから、締め切りを8月いっぱいにしております。

それを8月いっぱい締め切って、もう一回それをまとめた関係で遅くとも9月中旬までには次の検討委員会で報告して、それに対してできること、色々な質問だと思うんで、こういうことに関してはこういうことということで考えてます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○4番（森浩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）他に、質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第28号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第29号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました議案第29号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を受け、平成22年度から平成27年度を計画期間として、平成22年9月に町議会の議決をいただき策定したところであり、その後、ソフト事業の追加や計画搭載事業に係る事業見直しや事業追加にかかる変更について、その都度、議会の議決をいただき現計画の変更を行っているものであり、今回の計画変更につきましても、現行の搭載計画に新規事業につきまして事業追加の計画変更を行うものでございます。

議案書48ページの別紙、過疎地域自立促進市町村計画変更をご覧ください。

変更の内容は、計画本文の1産業の振興から4高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進までの項目ごとに掲載しております（3）計画の表中に、それぞれ事業の追加を行うものであります。

はじめに、自立促進施設区分では1になります産業の振興では、（1）基盤整備中、農業に本年度より実施する、道営草地畜産基盤整備事業を追加、同じく基盤整備中、新たに（8）観光又はレクリエーションとして、濤沸湖木道整備事業の追加を行うものであります。

次に、自立促進施設区分の2であります交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進中、（1）市町村道道路に、小清水市街東第2裏通り整備事業の追加を行うものであります。

次のページになります、自立促進施設区分の4になります高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、本年度より指定管理制度に移行した特別養護老人ホーム愛寿苑に対する経営安定化支援事業の追加を行うものであり、これら3事業の追加に係る計画変更に関しまして、本年3月10日付けをもって北海道との協議が整いましたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 乃至 議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第30号乃至、日程第22、議案第33号、特別養護老人ホーム備品購入事業その1にかかる契約の締結について。

特別養護老人ホーム備品購入事業その2にかかる契約の締結について。

特別養護老人ホーム備品購入事業その3にかかる契約の締結について。

特別養護老人ホーム備品購入事業その4にかかる契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今、一括上程されました議案第30号、特別養護老人ホーム備品購入事業その1、議案第31号特別養護老人ホーム備品購入事業その2、議案第32号特別養護老人ホーム備品購入事業その3、議案第33号特別養護老人ホーム備品購入事業その4にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この事業は、新たに建設している特別養護老人ホーム愛寿苑の備品を整備するものでございまして、この事業にかかる入札につきましては、平成27年6月16日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行っております。

まず、議案第30号、特別養護老人ホーム備品購入事業その1は、厨房機器に関する契約でございまして、お手元に配付してございます入札及び契約状況表、番号1のとおり、1回目の入札で、日本調理機株式会社北海道支店が1220万円、消費税込金額1317万6千円をもって落札いたしました。

次に、議案第31号、特別養護老人ホーム備品購入事業その2は、事務用機器に関する契約でございまして、お手元に配付してございます入札及び契約状況表、番号2のとおり、1回目の入札で、有限会社さが井商店が735万円、消費税込金額793万8千円をもって落札いたしました。

次に、議案第32号、特別養護老人ホーム備品購入事業その3は、家具類に関する契約でございまして、お手元に配付してございます入札及び契約状況表、番号3のとおり、1回目の入札で、有限会社丸三佐藤家具センターが1475万円、消費税込金額1593万円をもって落札いたしました。

次に、議案第33号、特別養護老人ホーム備品購入事業その4は、カーテン類に関する契約でございまして、お手元に配付してございます入札及び契約状況表、番号4のとおり、1回目の入札で、有限会社丸三佐藤家具センターが660万円、消費税込金額712万8千円をもって落札いたしました。

以上のとおり、落札者が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

はじめに、議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第4回町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後13時29分)